

様式第6号(第2面)

⑦変 更 事 項		
⑧変 更 前		
⑨変 更 後		
⑩取 扱 職 種 の 範 囲 等		
⑪変 更 (廃 止) 年 月 日		
⑫職業紹介責任者	氏 名	住 所
⑬変更(廃止)理由 再 交 付 理 由		
⑭備 考		

届出者(法人にあっては役員を含む。)(届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。)については、職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条各号(第3号、第10号及び第11号を除く。)のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。